様式第４号

都市公園占用変更申請書

　　年　　月　　日

　（あて先）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

（※）法人の場合は、記名押印してください。

　　　　　 　　　法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

都市公園法第６条第３項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　都市公園名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公園・緑地（別紙図面表示の箇所）　　 |  |
| ２　占用物件の種類、名称及び数量 　 　　 |
| ３　許可年月日及び指令番号（許可書の写しを添付） 　　　　　　年　　月　　日　　　　　　仙台市（　　　　 ）指令第　　号　　　許可期間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| ４　変更事項６　占用面積㎡ |
| ５　変更理由　　　　 |
| ６　　工事の着手及び完了の時期 　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| ７　　備考　　　 |
| 添付書類 | １　占用区域及びその附近を表示した現況平面図２　占用面積を示す図面３　占用物件の構造等を明らかにした図面その他の関係図書 |  |
| 注意事項 | ※新たに占用物件を加える場合は、都市公園占用許可申請が必要になります。 |  |
| 審査の結果、この申請は関連法令に適合していると認められるので、許可してよろしいか伺います。 |  |
| 起　案 | 決　裁 | 施　行 | 指　令　番　号 | 受　付　印 |  |
| 　年　月　日 | 　年　月　日 | 　年　月　日 | 仙台市（　　　　　　　）指令第　　　　　号 |  |  |
| 公印承認 | 　　　　 | 　　　　 | 　　　　 | 課　長 | 係　長 | 係　員 |  |
|   |  |  |  |  |  |  |  |

様式第５号

都市公園占用変更許可書

仙台市（　　　　　）指令第　　　号

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

|  |  |
| --- | --- |
| １　都市公園名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公園・緑地（別紙図面表示の箇所） |  |
| ２　占用物件の種類、名称及び数量　　　　 |
| ３　許可年月日及び指令番号 　　　　　　年　　月　　日　　　　　　仙台市（　　　　 ）指令第　　号　　　許可期間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| ４　変更事項　　 |
| ５　変更理由　　　　 |
| ６　工事の着手及び完了の時期 　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| ７　備　考　　　 |
| ８　条　件　　　　　　裏面の変更許可条件を遵守すること。 |  |

年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについては、上記のとおり許可します。

　　　　　　　年　　　月　　　日

**区　長**

（裏）

公園占用変更許可の条件

　１　許可を受けた内容（目的・場所・施設の構造・管理の方法・その他）以外の内容での占用はで

きない。

　２　許可を受けた内容（目的・場所・施設の構造・管理の方法・その他）に変更がある場合には、

変更許可申請をすること。

　３　許可を受けた公園の占用を廃止したときには、速やかに届け出ること。

　４　許可期間満了の際には、ただちに原状に回復すること。

ただし、公園管理者から特に指示があった場合には、この限りではない。

　５　法令に違反している場合、許可条件に違反する場合等には、許可取消し等をすることがある。

　６　公益上やむを得ない場合、公園に関する工事のためやむを得ない場合等には、許可取消し等を

することがある。

　７　許可は、第三者に譲渡することはできない。

　８　許可を受けた公園の占用に要する費用は，すべて許可を受けた者が負担すること。

　９　許可を受けた公園の占用物件は、善良な管理者の義務をもって維持管理し、公園利用者・公園

の管理者に迷惑を与えないようにすること。

1. 許可を受けた公園の占用では事故等の無いように、安全には万全を期すこと。

1. 許可を受けた公園の占用に伴い、公園内へ車両等を乗り入れる必要がある場合には、園路等、

車両等の通行に適当な部分を使用し、安全には万全を期すこと。

　12　公園管理者は、必要に応じて、許可した公園の占用について調査し、必要書類の提出をさせることができる。

　13　許可期間中、仙台市都市公園条例・同施行規則の改正等により、許可にかかる使用料の額が改定されたときは、以後に納入すべき使用料の額は改定後の使用料の額とする。

　14　上記以外にも、関係法令等の定め及び公園管理者の指示を遵守すること。